

三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付申請Q & A【介護区分】（令和7年度版）

No	項目	質問	該当サービス種別	要綱・マニュアル該当箇所	回答
1	目的	この給付金の交付金額はどのような目的で決められているのか。	共通	・要綱第1条、第3条 ・マニュアル第2、第3	この給付金は、介護サービスを提供する事業所等の令和7年4月～令和8年3月における食材費等の高騰による影響を軽減することで、事業所の安定的な運営を支援するとともに、利用者負担が増加することを防ぐためのものです。そのため、給付金の交付額については、事業所のサービス種別ごとに異なる算定方法を用いています。
2	目的	この給付金の交付を受けた場合には、食材費の高騰を理由とした食費の値上げはできないのか。	共通	マニュアル第2	この給付金の交付を受けた場合には、令和7年度において、この給付金を活用することで賄える限り、食材費の高騰を理由とした値上げ等を行わないようにお願いいたします。 ただし、この給付金を活用しても、値上げを行わなければ事業運営に支障がある場合の値上げ等を禁止するものではありません。
3	目的	昼食の提供を外部委託により行っている。この給付金を活用して、委託先業者への委託料を引き上げることは可能か。	共通	マニュアル第2	この給付金の目的に沿うものとなりますので可能です。委託先業者による適切な食事提供につながるよう、ご活用ください。
4	交付対象	令和7年3月1日から休止している事業所があるが、交付対象になるか。	共通	・要綱第2条第2号 ・マニュアル第3第1号	令和7年4月1日時点で休止している事業所は対象外です。休止していない事業所分のみ申請してください。
5	交付対象	令和7年4月30日をもって廃止する事業所があるが、交付対象になるか。	共通	・要綱第2条 ・マニュアル第3第2号	令和7年4月1日時点では運営している事業所であっても、交付決定日までに廃止する事業所は対象外となります。 ※交付決定日は未定ですが、交付申請から概ね2週間後を見込んでいます。

三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付申請 Q & A 【介護区分】（令和 7 年度版）

No	項目	質問	該当サービス種別	要綱・マニュアル該当箇所	回答
6	交付対象	令和 7 年 4 月 1 日から開業する事業所があるが、交付対象になるか。	共通	・要綱第 2 条 ・マニュアル第 3 第 3 号	交付対象外となります。
7	交付対象	1 つの事業所で、通所介護と通所型サービスを提供しているが、2 つの事業所として対象になるのか	共通	・要綱第 3 条別表【介護区分】 ・マニュアル第 3	介護サービスと、介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを 1 つの事業所で提供している場合には、交付対象としては 1 つの事業所となります。
8	交付対象	介護老人保健施設と同一の事業所番号で通所リハビリテーションサービスも提供しているが、通所リハビリテーション分として交付対象になるのか。	通所系サービス	・要綱第 3 条別表【介護区分】	事業所番号が同一か異なるかに関わらず、提供しているサービス種別ごとに交付対象となります。この場合、介護老人保健施設分として区分 2 で、通所リハビリテーションサービス分で区分 1 で対象となります。
9	交付対象	介護老人福祉施設で、ショートステイを行っているが、ショートステイ分も対象となるのか。	短期入所生活介護	・要綱第 3 条別表【介護区分】 ・マニュアル第 6	介護老人福祉施設で行っているショートステイ自体は交付対象となりません。ただし、基準日において当該施設のショートステイを利用している人数は、介護老人福祉施設の利用者数に含めることができます。
10	給付金額	通所介護で、午前と午後でサービス提供を分けており、昼食を提供していない場合、給付金の対象となるのか。	通所系サービス	・要綱第 3 条別表【介護区分】 ・マニュアル第 3	通所介護等の事業所で、サービス提供時間が短い利用者しかいない等の理由により、食事の提供を行っていない場合は、本給付金の対象となりません。
11	交付申請	給付金の振込口座は、申請者と異なる名義でも良いのか。	共通	・要綱第 4 条様式第 1 号	交付申請の申請者と、給付金振込口座の名義人は同一である必要があります。

三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付申請 Q & A 【介護区分】（令和 7 年度版）

No	項目	質問	該当サービス種別	要綱・マニュアル該当箇所	回答
12	交付申請	交付申請書と一緒に提出する書類は何か。	共通	・要綱第 4 条様式第 1 号 ・マニュアル第 7 第 3 号	申請事業所一覧表（様式第 1 号別紙 1）と通所者数算定シート（様式第 1 号別紙 2）となります。なお、通所者数算定シートは、通所系サービスを運営している場合のみ必要です。
13	交付申請	交付申請時に提出しない資料などは保管していなくても良いか。	共通	・要綱第 6 条～第 8 条 ・マニュアル第 9	申請時に提出を要しない資料であっても、給付金算定の根拠となる通所者数や入所者数を示すサービス提供記録や給付金の使い道を示す収支関係の書類等は、令和 7 年度終了後から 5 年間は保管しておいてください。なお、要綱第 7 条に基づく調査等の際にこれらの書類が確認できなかった場合には、交付決定が取り消され、給付金の返還を求める場合があります。
14	振込み	交付申請を行ってから、給付金が振り込まれるまで、どれくらいの期間がかかるか。	共通	要綱第 5 条第 2 項	交付申請を受け付けてから、交付決定まで、概ね 2 週間程度かかります。交付決定後に振込み手続きとなりますので、交付申請から振込みまで、おおむね 3 週間程度かかります（事務処理の都合により前後する場合があります。）。